令和8年度 沼津市放課後児童クラブ 入会申込案内

1．放課後児童クラブの概要

(1) 放課後児童クラブとは

放課後児童クラブは、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、児童の健全な育成を図ることを目的とした事業です。

(2) 開所日

〇令和8年4月1日～令和9年3月31日（月曜日～土曜日）
※日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は除く。

(3) 開所時間

〇月曜日から金曜日・・・・・・・放課後～18時30分　※18時30分～19時延長可
〇土曜日、学校休校日等・・・・7時30分～18時30分　※18時30分～19時延長可
※災害発生時や児童の安全上必要であると判断される場合、変更等があります。

(4) 対象児童（主な入会要件）

原則として、市内の小学校に通学している児童で、保護者等（※同居の65歳未満の祖父母を含む）が以下のいずれかに該当すること。

1	就労	放課後児童クラブが開いている時間に就労している。 ※月64時間（1週あたり16時間）以上 ※原則、勤務終了時刻が13時30分以降(長期休暇期間は例外)
2	妊娠・出産	母親が妊娠中又は出産後間がない。 ※出産予定日の3か月前から出産後2か月を経過した日の月末内であること。
3	疾病・障がい	疾病・負傷又は心身に障がいがあり、児童の安全の見守りができない状況である。
4	介護・看護	親族を長期に渡り常時介護・看護しており、児童の安全の見守りができない状況である。
5	災害復旧	震災、風水害、火災、その他の災害の復旧に当たっている。
6	就学	放課後児童クラブが開いている時間に就学、技能取得のため外出を常態としていること。

※求職活動中・育児休業中の利用はできません。

2. 放課後児童クラブ入会申込の手続き

・令和8年度放課後児童クラブ入会申込から**原則オンライン申請**となります。（従来の紙形式の申込方法から変更となりました。）
・必要書類を準備し、受付期間内にお申込みください。
※原則としてオンライン申請で申込みしていただきます。難しい場合は別途ご相談ください。

(1) 申込受付期間

入会時期	申込期間	入会承認の通知時期
4月	【一次受付】 **令和7年10月20日（月）**0時00分 から **令和7年11月 30 日(日)**23時59分 まで	令和8年1月中旬頃
	【二次受付】 **令和7年12月1日（月）**0時00分 から **令和8年2月 28日(土)**23時59分 まで	令和8年3月中旬頃
夏休み期間	**令和8年6月1日（月）**0時00分 から **令和8年6月30日（火）**23時59分 まで	令和8年6月下旬頃
4月以外の月	入会希望月の**前月10日**23時59分 まで	入会希望月の前月下旬頃

【注意事項】

① 申込期限を過ぎた場合、入会希望月を変更していただく必要があります。
② 入会は先着順ではありません。（ただし、4月入会は一次受付の方が優先となります。）
③ 児童クラブの休会制度はありません。年度内（入会承認通知書に記載された利用期間）は、**退会届の提出がない限り、施設利用の有無にかかわらず、指導料等が発生します**のでご注意ください。
④ 入会希望者がクラブの定員を超えた場合、児童の学年、保護者の就労状況などを総合的に考慮し、入会決定を行います。**空きが出るまでお待ちいただく場合や、入会できない場合があります**ので、ご承知おきください。通年利用が優先です。
⑤ 夏休み期間を申込みの方で、希望のクラブへ入会できない場合は、**夏休み期間限定で、利用定員に空きのある他校区の児童クラブを利用できる対応**をする予定です。
⑥ 毎月1日が入会日となります。
⑦ 利用期間は月単位ですが、夏休み期間限定の利用の場合のみ、学校の夏休み期間に応じた利用期間となります。

(2) 申込方法

次の URL 及び QR コードを読み取り、パソコンやスマートフォンからお申込みください。

URL：https://logoform.jp/form/uBGd/1060965

QR コード：

申込みフォームは、
令和7年10月20日（月） 0時00分に公開します。
それ以前にアクセスすることはできません。

【注意事項】

① 市ホームページと本申込案内をよく確認し、お申込みください。

② 申込みには、就労証明書等の各種証明書を申込みフォームに添付する必要があります。必ず全ての必要書類を揃えてから、手続きを始めてください。

③ 申込みには、15 分程度の時間を要します。

④ オンライン申請送信後は、電子申請画面上で内容変更ができません。入力内容をよく確認して、送信してください。

⑤ 1申請につき1人分しか申請できません。兄弟姉妹がいる場合は、人数分の申請が必要です。

⑥ 電子申請システム（LoGo フォーム）のシステムメンテナンスのため、サービスが停止になることがあります。停止中は電子申請ができませんので、余裕をもった申込みをお願いします。

(3) 申込時に準備する書類

入会要件（就労等）を確認できる書類

・保育を必要とする状況がわかる以下の書類（紙）を用意し、写真（画像形式）で保存してください。

・提出が必要な方は、**申込児童の父母、申込児童と同居（二世帯住宅や同一敷地内含む）の65 歳未満（2026年4月1日現在）の祖父母**です。

・保育を必要とする状況（入会理由）により、利用調整の順位が変わりますので、提出後に就労状況等が変更になった場合は締切日までに再提出してください。

	入会理由	提出書類（写し可）
1	就労 ※単身赴任の場合も必要です。	○就労証明書（別紙様式） ○添付書類（自営業等の場合のみ） ・自営業主 「開業届出書（控）」、「営業許可書（写）」、「令和6年分の確定申告書（控）」のいずれか（写） ・自営業専従者 「青色事業専従者給与に関する届出書」又は「令和6年分の確定申告書の第二表（写）」※事業専従者欄に専従者として記載があるもの
2	妊娠・出産	○母子手帳の表紙と出産（予定）日がわかるページ
3	疾病・障がい	○診断書（保育が困難である状況が記載されていること） ○身体（精神）障害者手帳・介護保険認定証（お持ちの方のみ）
4	介護・看護	○介護・看護状況申告書 ○診断書（常時介護看護が必要である状況が記載されていること）・身体（精神）障害者手帳・介護保険認定証等のいずれか
5	災害復旧	○罹災証明書
6	就学	○在学証明書又は学生証 ○添付書類 在学時間、授業日数、時間割のわかるもの（カリキュラム等）

※各証明書は原則発行日から3か月以内のものを準備してください。
ただし、4月入会希望の場合のみ、保育所等の申込みに使用された就労証明書（9月発行）の写しも使用可能です。（就労状況に相違がない場合に限る。）

※提出された書類だけでは入会要件が確認できない場合、別途申立書（自由書式)を提出していただくことがあります。

※申込み時に使用した書類（紙）は必要に応じて再提出を依頼します。いつでも提出できるように保管しておいてください。

3．入会申込及び入会承認（不承認）に係る注意事項等

①	**放課後児童クラブを利用する際は、年度毎に入会申込が必要**です。
②	**全ての必要書類が揃ってから申込みしてください。**一部書類のみでの申込みは受付できません。そのほか、添付漏れ・入力ミスがないようにご注意ください。不備があった場合は、入会選考を行えず希望月に入会できないことがあります。
③	入会申込後、入会選考や児童クラブの安全な運営のため、児童の成長や発達、日常の様子、健康状態等について保護者の方や関係機関に聞き取りを行う場合や、保護者の方・お子様とで面談をお願いする場合があります。
④	放課後児童クラブの指導料等に**滞納がある場合、納付の確認がされるまで入会選考を保留します。**
⑤	入会選考は、沼津市が行います。選考の結果は、運営事業者（株式会社　明日葉）から通知します。
⑥	入会承認後であっても、以下に該当する場合は入会を取り消す場合があります。 ・申込内容が事実に反したものであることが判明したとき。 ・保護者が児童クラブの指導料等を2か月以上滞納したとき。 ・児童の集団における見守りが著しく困難であると認められたとき。 ※原則、食事、排便、着脱衣、身辺の整理等を独力で行うことできる必要があります。 ・③でお願いした保護者の方・お子様との面談を受けなかったとき。
⑦	入会不承認となった場合、入会資格そのものが喪失するわけではありません。入会希望期間中に、申込みされた児童クラブで退会者等が出た場合、再度選考の対象となり、年度途中からでも入会できることがあります。そのため、**入会の必要がなくなった場合は、必ず「辞退届」を提出**してください。再度選考を行った結果、承認となった場合は、指導料等が発生します。

4. 放課後児童クラブの利用に係る費用について

(1) 指導料

① 指導料　　利用児童1人あたり7,000円/月（8月のみ9,000円）
※夏休み期間限定の利用料金は、9,000円を予定しています。
※月途中に退会した場合も、指導料の金額は変わりません。

② 延長指導料　児童1人あたり200円／回（減免対象外）
※延長時間：18時30分から19時まで

【注意事項】
・月途中の退会や利用日数に応じた**日割や返金は行いません。**
・児童クラブへ在籍している限り、利用が1日もなかった場合でも、指導料（月額）が発生します。

(2) おやつ代等（減免対象外）

① おやつ代　　月額2,000円
② 保険料　　年額　800円

(3) 支払い

指導料やおやつ代等は、銀行口座からの自動引き落としでお支払いしていただきます。詳細は、入会後、運営事業者（株式会社明日葉）から案内します。

(4) 指導料の減免について

児童扶養手当受給世帯で、指導料の減免を希望する場合は、申込フォームの「児童扶養手当を受給していますか？」の項目で「はい」を選択し、児童扶養手当証書に記載された「証書番号」を入力してください。

減免後の指導料は、8月を含め月額3，000円です。（指導料以外は減免対象外）

※児童扶養手当受給の確認ができない場合、減免されませんのでご注意ください。
また、全部支給停止世帯は減免対象とはなりません。

※放課後児童クラブの申込後、児童扶養手当の受給に変更があった場合は、変更届出書を提出してください。

5．利用に係る注意事項

(1) 児童の送迎について

放課後児童クラブから帰宅する際は、原則として保護者のお迎えが必要です。また、土曜日、夏休みなど学校が休みの日に通所する際にも、原則として、児童を放課後児童クラブまで送ることが必要です。お迎えの際等に、児童の生活の様子や児童クラブからの連絡事項をお伝えすることがありますので、ご協力ください。

保護者や親族の送迎が難しい場合は、ファミリー・サポート・センター（055-952-8078）の利用等をご検討ください。

また、就労時間を長時間過ぎてからのお迎えや、児童の希望による遅い時間のお迎えなどは控えていただき、早めのお迎えにご協力をお願いします。児童の安全上必要な場合は、急遽お迎えをお願いすることがありますので、ご承知おきください。

なお、小学校内の児童クラブには、一部を除き、放課後児童クラブの送り迎え専用の駐車場はありません。自転車や徒歩での送迎にご協力ください。送迎時は、学校のルールの厳守をお願いします。

(2) 放課後児童クラブを利用できる日（時間）について

児童クラブを利用できるのは、就労証明書で証明されている、保護者が就労している日、就労している時間が基本です。

就労証明書と実際の就労状況が変更となった場合は、速やかに新しい就労証明書を提出してください。

(3) 延長利用（18時30分から19時）について

児童クラブの基本的な開所時間は18時30分までです。延長利用は、終業後、職場から児童クラブへの移動時間を含め、やむを得ず18時30分を過ぎてしまう保護者を対象とした制度です。19時には完全閉所となりますので、必ず19時までに児童クラブへお迎えに来てください。

(4) 習い事等によるクラブ退出後の再利用について

習い事等で児童クラブから一度退出した場合、原則として、同じ日に児童クラブに戻り、再度利用することはできません。なお、退出したあとの児童の安全について、一切責任を負いません。

(5) 保険加入について

全ての利用者に、運営事業者（株式会社明日葉）が指定する保険（スポーツ安全保険）への加入をお願いしています。万が一の際の児童本人のケガや対人・対物の損害等が発生した場合でも、等しく一定の補償を受けられる環境を整えることで、誰もが安心・安全に利用できるよう、ご理解をお願いします。

(6) 指導料等の滞納への対応について

児童クラブの指導料等の滞納が続いた場合は、督促を行い、最終的に納付されない際は、申出に基づき児童手当から直接徴収する場合がありますので、ご承知おきください。

※また、2か月以上滞納が続く場合は、入会を取り消す場合がありますので、ご注意ください。

(7) 変更届出書及び辞退届、退会届について

詳細は、市ホームページをご覧ください。

6. 沼津市放課後児童クラブ一覧（令和7年9月1日時点）

	放課後児童クラブ名	開設場所	所在地	電話
1	原 A 放課後児童クラブ	原小学校内	原 1200	055-968-0878
2	原 B 放課後児童クラブ	原小学校内	原 1200	055-968-3510
3	原 C 放課後児童クラブ	原小学校敷地内	原 1200	055-968-3054
4	今沢放課後児童クラブ	今沢小学校内	東原 76-1	055-968-1450
5	開北 A 放課後児童クラブ	開北小学校内	高沢町 17-1	055-922-8510
6	開北 B 放課後児童クラブ	開北小学校内	高沢町 17-1	055-922-1910
7	大岡放課後児童クラブ	大岡小学校敷地内	大岡 2358	055-924-0635
8	金岡 A 放課後児童クラブ	金岡小学校敷地内	江原町 3-1	055-924-0641
9	金岡 B 放課後児童クラブ	金岡小学校敷地内	江原町 3-1	055-924-0022
10	金岡 C 放課後児童クラブ	金岡小学校敷地内	江原町 3-1	055-924-0173
11	金岡 D 放課後児童クラブ	金岡小学校敷地内	江原町 3-1	055-924-0471
12	沢田 A 放課後児童クラブ	沢田小学校内	中沢田 715	055-925-3407
13	沢田 B 放課後児童クラブ	沢田小学校内	中沢田 715	055-925-6373
14	原東放課後児童クラブ	原東小学校敷地内	大塚 814-1	055-966-6949
15	第五 A 放課後児童クラブ	第五小学校内	米山町 9-1	055-923-3330
16	第五 B 放課後児童クラブ	第五小学校内	米山町 9-1	055-923-5070
17	第四 A 放課後児童クラブ	第四小学校内	御幸町 4-1	055-932-5122
18	第四 B 放課後児童クラブ	第四小学校内	御幸町 4-1	055-932-2033
19	愛鷹 A 放課後児童クラブ	愛鷹小学校内	西椎路 673-1	055-966-6140
20	愛鷹 B 放課後児童クラブ	愛鷹小学校内	西椎路 673-1	055-960-9998
21	愛鷹 C 放課後児童クラブ	愛鷹小学校内	西椎路 673-1	055-960-9020
22	大岡南 A 放課後児童クラブ	大岡南小学校隣接地内	大岡 1330-2	055-962-2608
23	大岡南 B 放課後児童クラブ	大岡南小学校隣接地内	大岡 1330-2	055-962-3955
24	門池 A 放課後児童クラブ	門池小学校敷地内	岡一色 88-2	055-922-7451
25	門池 B 放課後児童クラブ	門池小学校敷地内	岡一色 88-2	055-922-8211
26	門池 C 放課後児童クラブ	門池小学校敷地内	岡一色 88-2	055-922-5328
27	門池 D 放課後児童クラブ	門池小学校内	岡一色 88-2	055-922-2859
28	門池E放課後児童クラブ	門池小学校内	岡一色 88-2	055-922-6027
29	第二放課後児童クラブ (R7 年度まで)	第二小学校内	常盤町 2-32	055-962-0900

	放課後児童クラブ名	開設場所	所在地	電話
30	第三放課後児童クラブ	第三小学校内	下香貫下障子3157-2	055-931-0418
31	大平放課後児童クラブ	大平小学校敷地内	大平 2200	055-933-7780
32	片浜放課後児童クラブ	片浜小学校内	大諏訪 41	055-962-0880
33	香貫 A 放課後児童クラブ	香貫小学校内	下香貫猪沼 986	055-933-2468
34	香貫 B 放課後児童クラブ	香貫小学校内	下香貫猪沼 986	055-933-7272
35	浮島放課後児童クラブ	浮島小学校内	平沼 811	055-966-0012
36	第一 A 放課後児童クラブ	第一小学校内	八幡町 65-1	055-951-7061
37	第一 B 放課後児童クラブ（R8 年度から）	第一小学校内	八幡町 65-1	未定
38	静浦放課後児童クラブ	静浦小中一貫学校内	獅子浜 17	055-931-3018
39	長井崎放課後児童クラブ	長井崎小中一貫学校内	内浦重須 453	055-943-2600
40	戸田放課後児童クラブ	戸田図書館内	戸田 845-2	0558-94-3899
41	千本放課後児童クラブ（R7 年度まで）	千本小学校体育館内	本字千本 1910-19	090-9622-3442

※令和8年度からの第一、第二、千本小学校統合に伴い、第二放課後児童クラブ及び千本放課後児童クラブは廃止となり、第一放課後児童クラブを新たに1クラブ増設予定です。情報を随時更新いたしますので、市ホームページをご覧ください。

7. 問い合わせ先

●株式会社明日葉 沼津事務所（運営事業者）
電話：055-939-7355

●各放課後児童クラブ
P7～8「6. 放課後児童クラブ一覧」参照

●沼津市 市民福祉部 こども未来創造課 企画係
電話：055-934-4842　FAX：055-934-0345

8. 市ホームページ（放課後児童クラブ）

https://www.city.numazu.shizuoka.jp/kurashi/kyoiku/kosodate/azukeru/houkago.htm